

# 令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-44)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。				
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。				
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	105,383 ▲ 21,085 11,147 合計(a+b+c)	105,924 ▲ 21,827 5,273 89,370	76,797 ▲ 24,609 2,041 54,229
	執行額(百万円)	72,048	83,262	44,555	-
	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)				
	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針				

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	長期的な目標	-
		1	2	4	4	7	9		
	年度ごとの目標値		7	7	7	7	1(長期的な目標)		
<対策地域内廃棄物・指定廃棄物>特定廃棄物埋立処分施設への搬入量(袋数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	H29年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	○	
	0	64,341		53,330	52,960	50,412	5万		
	年度ごとの目標値		7.5万	5万	5万	5万			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点に想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したもの。9市町村において、対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了し、残り2町においても概ね完了しているなど、着実に取組を進めているところ。 また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を続けている。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 ①福島県においては、対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の仮置場への搬入は、令和4年2月末時点で約321万トンとなっているところ。 また、可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(11施設)で計画しており、令和4年3月末時点で、7施設が処理を完了し、4施設が稼働中である。さらに、福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については、令和4年2月で減容化処理を完了。 平成29年11月には既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和4年3月末時点で221,043袋搬入された。 ②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクセル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和4年3月末時点で石巻圏域及び黒川圏域では処理が終了し、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施中である。また、栃木県においては、平成30年11月に合意した指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るために市町単位での暫定的な集約化の方針に基づき、現在、県・保管市町と調整を行っており、令和4年3月末時点で、那須塩原市や那須町において取組が進められているところ。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 ・対策地域内廃棄物の処理が着実に進み、現在は家屋等の解体によって生じている廃棄物が主であるため、家屋等の解体の実施状況が進捗確認に適している。したがって、来年度より対策地域内の解体工事が完了した市町村数を示し、年度ごとに政策評価を行う観点から単年度ごとに目標値を設定することとする。 ・埋立処分に処理の段階が移行しているため、引き続き特定廃棄物埋立処分施設への搬入量を測定指標とする。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を評価していく。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-				
担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名	番匠克二(特定廃棄物担当参事官)	政策評価実施時期	令和4年8月